

受理官庁 GE	ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)	附属書 C GE
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ジョージア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語, ジョージア語 ¹ 又はロシア語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	英語又はロシア語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? ^{2, 3}	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める ⁴ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」及び「故意ではない」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁, 欧州特許庁, 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦), イスラエル特許庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁, 欧州特許庁 ⁵ , 連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦), イスラエル特許庁 ⁶ 又は米国特許商標庁 ⁶	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合, 出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 国際出願が, 実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い, その範囲内で電子形式によって行われている場合には, 国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 3 国際出願に, 明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には, 実施細則附属書Cに従い, すなわち, WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である (2009年5月14日付公示 (PCT公報) 79頁参照)。
- 4 関連する受理官庁の通告については, 2017年6月1日付公示 (PCT公報) 82頁以降参照。
- 5 この官庁は, 国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する (又は実施した) 場合に限り管轄する。
- 6 この官庁は, 国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り管轄する。

G E ジョージア国家知的所有権センター G E
(S A K P A T E N T I) (続 き)

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル (USD)
送付手数料 ^{7, 8}	USD 100
国際出願手数料 ⁹	USD 1,453
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁹	USD 16
減額（手数料表第4項に基づく）：	
電子出願 （文字コード形式による願書）	USD 218
電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約）	USD 328
調査手数料	附属書D（AT）、（EP）、（IL）、（RU）又は （US）参照
優先権書類の手数料 ⁷	USD 30
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)）	USD 60
<hr/>	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がジョージアに居住している場合 出願人がジョージアの非居住者の場合，代理人の選任又は郵送 用あて名を提供することが望ましい
<hr/>	
誰が代理人として行為できるか？	ジョージアの居住者又は弁理士として受理官庁に対して手続を行 うことが登録されている者
<hr/>	
委任状の提出要件の放棄	
受理官庁は，別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	していない
受理官庁は，包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	していない
<hr/>	

7 この手数料は，出願人が自然人の場合には70%減額される。

8 この手数料は，出願人が学生又は年金受給者の場合には90%減額される。

9 この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。